

令和6年7月18日

八雲町給水設備事業者のみなし指定の取消しについて

八雲町の給水設備事業者が、水道法及び八雲町給水条例に違反したため、水道法第25条の11第1項及び八雲町水道指定給水装置事業者規則第8条の規定に基づき、次のとおりその事業者のみなし指定の取消しとする。

記

事業者の所在地及び名称	二海郡八雲町落部 226 番地 有限会社 エーダン
みなし指定取消し理由	八雲町内の住居改修に伴う給水装置工事において、指定給水装置工事事業者申請を行わず無届で施工した。 このことは、水道法第16条の2第1項、同法第25条の2、八雲町給水条例第5条及び同条例第8条の規定に違反する行為である。 このことにより、当該事業者は、今後2年間の指定申請を受け付けしないとするみなし指定の取消しとする。
みなし指定取消年月日	令和6年7月18日